

久慈農業改良普及センターだより



普及センター情報 202号

平成20年10月24日発行 久慈農業改良普及センター

TEL: 0194-53-4989 FAX: 0194-53-5009

e-mail: ce0026@pref. iwate. jp

～お知らせ～

普及センターホームページが移転しました。検索画面にて..

久慈農業改良普及センター 公式

検索

○久慈地方フラワーコンテスト開催（久慈広域）○

9月19～20日に久慈地方フラワーコンテストが久慈市の産直「花野果」前で開催されました。

7～8月の低温・日照不足の影響で開花が安定しないなか、出品点数が集まるか心配されましたが、昨年を上回る99点が出品されました。中でも昨年設けたカジュアルフラワーの部（小売り用花束部門）の出品が増加し、点数の増加につながりました。

切り花の部では、りんどう、小ぎく、スプレーギク、ゆりが出品されましたが、なかでも最近生産の伸びているスプレーギクは出品数も多く、勢いが感じられました。

審査は19日の午後に行われ、最優秀賞1点、優秀賞2点、奨励賞6点が選出されました。最優秀賞に輝いたのは久慈市の大鹿糠正行さんが出品したスプレーギク「モナリザイエロ一」でした。

二日間にわたる展示会には多くの来場者が訪れ、選び抜かれた出品花きの美しさに感嘆の声が聞かれました。展示後の販売も順調で、充実したコンテストとなりました。



審査の様子

○農業農村指導士の県北ブロック研修会が行われました！（久慈広域）○

久慈地方と二戸地方の農業農村指導士が9月16～17日にかけて一戸町内の先進的な法人や農家を巡る研修を行いました。出発式では、久慈地方指導士会副会長である木村コノさんが「経営改善に向けたヒントが得られるよう真剣に研修しましょう。」とユーモアたっぷりにあいさつし、参加者の気持ちを引き締めてからの出発となりました。

現地研修では、法人化により酪農経営の大規模化とTMR(完全混合飼料)を供給するセンター運営に取り組んでいる事例や年間を通じた農業収入の確保を目指し「レタス」と「菌床しいたけ」とを組み合わせた複合経営を実践している農家を視察しました。また、翌日の座学では、新規就農者の確保や児童・生徒の研修受入れについて意見交換するなど盛り沢山の内容でした。

夜の懇親会には地元の稲葉町長さんも出席され励ましの言葉をいただくなど、農業農村指導士として果たすべき地域貢献のあり方や自らの農業経営改善方策について、久慈・二戸という地域の枠組みを越えて秋の夜長を熱く語り明かしました。



酪農施設の見学

○ 岩手県食の匠として

久慈管内から新たに2人が認定（久慈広域） ○

岩手県知事が優れた郷土料理技術の伝承者を認定する「食の匠」として、洋野町の東大野清子さんと野田村の新山幸子さんが今年度新たに認定され、久慈管内では、食の匠が18人になりました。

認定料理は、東大野清子さんは焼き豆腐やぜんまい等とささげ豆を味噌味で煮込んだ「けえの汁」。新山幸子さんはあんを入れたおもち「あんびん」で、もちに砂糖と塩で味をつけてくるみとごまを混ぜたもの。

認定証書交付式は、9月18日盛岡市内で行われ、高前田農林水産部長から認定証書と称号札が手渡され、選考委員座長の岩手大学の菅原教授から「食の匠のネットワークを活用しながら、『料理の技術』に加えて、今まで培ってきた『食への思い』の伝承も期待する」と激励されました。

なお、『やませの郷 食の技研究会』では、今年度、久慈商工会議所と連携した「食の匠ふれあい工房体験事業」に取り組んでおり、10月から2月の市日に食の匠の料理教室と試食提供をしています。

食の匠による久慈ならではの食材や食文化の伝承活動により、地域の活性化が期待されます。



食の匠に認定されたお二人



けえの汁



あんびん

○ 「山形村短角牛」のポスター出来ました！（久慈市） ○

短角牛生産者（4名）と短角牛の加工販売業者（2企業）で構成されたグループ「奇跡の短角牛」が先月、短角牛をより多くの方に知っていただくため、「山形村短角牛」のポスターを作成しました。

「山形村短角牛」は一昨年商標登録されたブランド名で、こだわりを持って育ててきた旧山形村の短角牛を表したものです。久慈市山形町で短角牛を放牧している、通称「エリート牧場」の青空の下、牧野にたたく短角牛と「純粋な国産牛を育てるとのこと・・・」というキャッチフレーズで国産へのこだわりを表現し、「山形村短角牛」のロゴマークとともにシンプルな構成で素敵な作品となっています。写真は短角牛の写真を撮り続けているプロ写真家の奥山淳志さんから提供を受け、構成等は安比スキー場のポスターデザインなどを手がけているプロデザイナーの岩井澤大さんよりアドバイスを受け作ったものです。

ポスターは、久慈市道の駅や短角牛を扱うレストラン等に貼ってあります。来店の際は、ぜひご覧下さい。



○ エコファーマーへの道 ○ その4

「さあ、エコファーマーになろう」(1)



さて、今月から具体的にエコファーマーになるために必要な事項の確認です。
今回は作目と農地の利用計画についてです。

● 始めに農地が“どこ”に“どのくらい”あるのか。

エコファーマーは農地が登記されている県において認証されます。仮に自宅が洋野町にあって農地が八戸市にある場合は青森県への申請になります。また、申請内容に借地を含む地目ごとの面積（自身で管理する全ての農地）を書き入れる必要があります。

● 次に申請する品目の選定です。

各県ごとに対象品目が設定されているため（メジャーな品目についてはほぼ問題はないですが）全ての作物で認定されるというわけではありませんし、土を使っている作物に限られます（水耕栽培などでは申請できません）。

なお、エコファーマーとして名乗れるのは認定を受けた品目のみであり、それ以外の品目にエコファーマーであることを表示することはできませんので注意して下さい。

● 場所と品目が決まったら、どのくらいの面積をエコファーマーとして取り組むのか予定を立てます。

エコファーマーは5年先までの栽培計画を認定するものなので、5年経過後には対象品目ごとに栽培面積の半分以上で“持続性の高い生産方式”を実施していることが求められます。5年という期間設定は慣行栽培と比べ、収量を落とさないよう試行を重ねる猶予期間ととらえて、5年後に向けた達成計画を頭の中で描いておきましょう。

(エコファーマーについて、詳しくは普及センターまでご相談下さい)

◆◆ 農作業事故防止 ◆◆

秋の農作業安全月間 (9/15 ~ 11/15)

「気をつけて」 朝のひと声で 初心忘れず ゆとりの仕事

今年は秋の農作業月間開始から約1月で3件の死亡事故が県内で発生しております。次のポイントに気をつけて事故を起こさないよう作業しましょう。

- ① ゆとりある計画的な作業
- ② 傾斜がきつく、機械が不安定な状態になる危険な場所では、草刈りをして地形（走行方向）を見やすいようにする
- ③ 農作業機械の近くで子供を遊ばせない